

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 梶井 孝文 様 〒530-0004 日本国 大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番4号 アクア 堂島東館7階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 NTD18294PCT	発送日 (日.月.年) 24.03.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/051288	国際出願日 (日.月.年) 26.12.2019	優先日 (日.月.年) 27.12.2018
国際特許分類 (I P C) G02B 5/30(2006.01)i; B32B 7/023(2019.01)i; B32B 27/30(2006.01)i; C08F 20/00(2006.01)i; G02F 1/1335(2006.01)i FI: G02B5/30; B32B7/023; B32B27/30 A; C08F20/00; G02F1/1335 510		
出願人 (氏名又は名称) 日東電工株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input checked="" type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 11.03.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 山▲崎▼ 和子 20 6005 電話番号 03-3581-1101 内線 3271
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第Ⅱ欄

優先権

1. 国際調査機関が優先権主張の基礎となる先の出願の写し、又は、要求される場合には、先の出願の翻訳文を受領しなかったため、優先権主張の有効性を検討しなかった。しかしながら、出願人の主張する優先日が基準日であると仮定してこの見解書を作成した（PCT規則43の2.1及び64.1）。
2. この見解書は、優先権の主張が無効であると認められるので、優先権の主張がされなかったものとして作成した（PCT規則43の2.1及び64.1）。したがって、この見解書においては、上記国際出願日を基準日とする。

3. 追加の意見（必要ならば）

請求項1には第1の保護層のガラス転移温度が95℃以上であることが記載されているが、ガラス転移温度が95℃以上100℃未満であることは、優先権主張の基礎となる先の出願（特願2018-244813）には記載されておらず、優先権主張の効果は認められない。

また、請求項3には保護層のヨウ素吸着量が4.0重量%以下であることが記載されているが、ヨウ素吸着量が4.0重量%以下であることは、優先権主張の基礎となる先の出願（特願2018-244813）には記載されておらず、優先権主張の効果は認められない。

したがって、請求項1が引用する請求項2、4-8を含め、請求項1-8については、国際出願日である2019.12.26を基準日とした。

第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4-5、 8	有
	請求項	1-3、 6-7	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-8	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

- 文献1 : WO 2017/057255 A1 (富士フイルム株式会社) 06.04.2017(2017-04-06)
 [0015]、[0017]、[0028]-[0029]、[0146]、[0180]、[0187]、[0189]、[0202]-[0209]、
 [0226]、[0233]、表1
 & JP 2017-68235 A
- 文献2 : JP 2017-500593 A (エルジー・ケム・リミテッド) 05.01.2017(2017-01-05)
 [請求項1]、[請求項11]、[0068]、[0070]、[0093]、[0097]
 & US 2016/0238745 A1
 [請求項1]、[請求項11]、[0040]、[0042]、[0065]、[0069]
 & WO 2015/046712 A1 & KR 10-2015-0037489 A & CN 104685392 A & TW 201512229 A
- 文献3 : JP 2010-95567 A (株式会社カネカ) 30.04.2010(2010-04-30)
 [0003]
 (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2015-110757 A (住友化学株式会社) 18.06.2015(2015-06-18)
 [0037]
 & CN 104592703 A & KR 10-2015-0050418 A & TW 201522469 A & TW 201920442 A

請求項1-3、6-7に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1 ([0202]-[0209]、[0226]、[0233]及び表1参照。)には、実施例101において、ポリメチルメタクリレート(ガラス転移温度116℃)と酢酸プロピル(溶媒)を含むヨウ素類拡散防止用塗布液を塗布、乾燥することにより形成された厚み5µmのヨウ素類拡散防止層が偏光子の一方の側に配置され、シクロオレフィン系フィルムが偏光子のもう一方の側に配置された偏光板101が記載されており、ここで、「ポリメチルメタクリレート」、「シクロオレフィン系フィルム」は、請求項1に記載の「熱可塑性アクリル系樹脂」、「第2の保護層」に相当し、また、文献1に記載の「ヨウ素類拡散防止層」は、[0015]の記載に照らして、偏光子保護フィルムの一部を構成するものであるから、請求項1に記載の「第1の保護層」に相当する。そして、ヨウ素類拡散防止層を含まないこと以外は構成が同様の比較例202の偏光板と比較して、実施例101では、85℃、相対湿度85%の環境下で500時間保存した後の偏光度変化量が0.1%未満を達成することから、ヨウ素類拡散防止層におけるヨウ素吸着量は、本願発明と同様に4.0重量%以下を満たす蓋然性が高い。

また、ヨウ素吸着量の点で、請求項3に係る発明と仮に相違するとしても、文献1([0017]及び[0180]参照。)に記載のヨウ素類拡散防止層は、湿熱環境下における偏光度の変化を防止するための層であるから、湿熱環境下におけるヨウ素類の拡散を防止するために、文献1に記載のヨウ素類拡散防止層のヨウ素吸着量を、4.0重量%以下とすることは、当業者ならば容易になし得たものである。

なお、第1の保護層が画像表示装置の表示セル側に配置され、第2の保護層が表示セルの反対側に配置されることや、画像表示装置の視認側に配置されることは、偏光板を特定するものではないため、文献1に記載の偏光板101は、当該点で請求項6-7に係る発明と相違しないし、当該点で仮に相違するとしても、文献1([0187]及び[0189]参照。)には、液晶表示装置に適用する際に、視認側偏光板として用いること、ヨウ素類拡散防止層を含む偏光子保護フィルムを液晶セルと偏光子の間に配置することが記載されているから、当該記載に基づいて、文献1に記載の偏光板を、液晶表示装置に適用する際に視認側偏光板として用いること、ヨウ素類拡散防止層を液晶セルと偏光子の間に配置して、ヨウ素類拡散防止層を表示セル側に配置することは、当業者な

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

らば容易になし得たものであり、その際に、シクロオレフィン系フィルムは表示セルの反対側に配置されるものとなる。

請求項4に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1から進歩性を有しない。

文献1（[0028]－[0029]参照。）には、（メタ）アクリル樹脂は、ラクトン環を有する重合体、無水グルタル酸環を有する重合体、グルタリミド環重合体であってもよいことが記載されている。

請求項5に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1から進歩性を有しない。

文献1には、ヨウ素類拡散防止層の位相差について記載されていないものの、所望の偏光状態とするために、ヨウ素類拡散防止層を等方性とすること、すなわち面内位相差を0～10nm、厚み方向位相差を－20nm～10nmとすることは、設計事項として当業者ならば適宜なし得たものである。

請求項8に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1から進歩性を有しない。

文献1（[0146]参照。）には、偏光板の形状として、長尺状に設けられロール状に巻き上げられた態様を含むことが記載されている。

請求項1、6－7に係る発明は、国際調査報告において引用された文献2から進歩性を有しない。

文献2（[請求項1]及び[請求項11]参照。）には、偏光子と、偏光子の少なくとも一面に形成される保護層と、保護層が形成された面の反対面に配置された保護フィルムを含み、保護層は、化学式1で表される化合物を含むラジカル硬化型組成物の硬化物からなる偏光板が記載されており、ここで、化学式1で表される化合物を含むラジカル硬化型組成物の硬化物は、熱可塑性アクリル系樹脂で構成されるものである。そして、文献2（[0068]参照。）には、耐熱性及び耐水性のために、硬化後のガラス転移温度を90～200℃にすることが記載されているから、耐熱性及び耐水性のために、文献2の当該記載に基づいて、文献2に記載の硬化物のガラス転移温度を95℃以上とすることは、当業者ならば容易になし得たものである。

なお、文献2に記載の硬化物は、有機溶媒を含む溶液の塗布膜の固化物ではないものの、請求項1に記載の偏光板において、固化物で構成された保護層に有機溶媒は含まれないため、溶液に有機溶媒を含むことは相違点とはならない。

また、第1の保護層が画像表示装置の表示セル側に配置され、第2の保護層が表示セルの反対側に配置されることや、画像表示装置の視認側に配置されることは、偏光板を特定するものではないため、文献2に記載の偏光板は、当該点で請求項6－7に係る発明と相違しないし、当該点で仮に相違するとしても、文献2（[0093]及び[0097]参照。）には、液晶パネルの両面に備えられた偏光板のうちの少なくとも1つとして用いること、表示装置パネルとの付着のために、保護層の上部に粘着層を含むことが記載されているから、当該記載に基づいて、文献2に記載の偏光板を、液晶パネルに適用する際に、視認側偏光板として用いること、保護層を表示セル側に配置することは、当業者ならば容易になし得たものであり、その際に、保護フィルムは表示セルの反対側に配置されるものとなる。

請求項2に係る発明は、国際調査報告において引用された文献2から進歩性を有しない。

文献2（[0070]参照。）には、保護層の厚みを0.5μm～5μmとすることが記載されている。

請求項4に係る発明は、国際調査報告において引用された文献2－4から進歩性を有しない。

文献2には、硬化物が、ラクトン環単位、無水グルタル酸単位、グルタリミド単位、無水マレイン酸単位、マレイミド単位の少なくとも1つを有することが記載されていない点で、請求項4に係る発明とさらに相違する。

しかしながら、耐熱性のために、アクリル系樹脂に、ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタリミド構造単位、無水マレイン酸単位、マレイミド単位を含ませることは周知技術（例えば、文献3の[0003]、文献4の[0037]参照。）である。

したがって、耐熱性のために、上記周知技術に基づいて、文献2に記載の硬化物に、ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタリミド構造単位、無水マレイン酸単位、マレイミド単位等を含ませることは、当業者ならば容易になし得たものである。

請求項5に係る発明は、国際調査報告において引用された文献2から進歩性を有しない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献2には、面内位相差 R_e と厚み方向の位相差 R_{th} について記載されていない点で、請求項5に係る発明とさらに相違するものの、所望の偏光状態とするために、保護層を等方性とすること、すなわち面内位相差を $0 \sim 10 \text{ nm}$ 、厚み方向位相差を $-20 \text{ nm} \sim 10 \text{ nm}$ とすることは、設計事項として当業者ならば適宜なし得たものである。

請求項8に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1-2から進歩性を有しない。偏光板をロール状に巻回して取り扱うことは周知技術（例えば、文献1の[0146]参照。）である。